

令和6年4月栃木市教育委員会定例会会議録

令和6年4月栃木市教育委員会定例会を、令和6年4月26日栃木市役所に招集した。

1 本委員会の出席者は、次のとおり

青木 千津子教育長 後藤 正人職務代理 福島 鉄典委員 西脇 はるみ委員  
大塚 裕子委員 舘野 知美委員 林 慶仁委員

2 本委員会の欠席委員は、無し

3 本委員会に出席を求められた職員は、次のとおり

教 育 次 長	佐 藤 義 美
教 育 総 務 課 長	渡 辺 智 恵 子
参事兼学校教育課長	堀 江 真 哉
学校教育課グローバル教育推進室長	小 林 伸 彦
学 校 施 設 課 長	國 府 泰 浩
保 健 給 食 課 長	飯 島 彰
生 涯 学 習 課 長	小 林 博 己
文 化 課 長	横 倉 悟 史
美 術 ・ 文 学 館 課 長	大 阿 久 剛
蔵 の 街 課 長	加 茂 浩 史

4 本委員会の署名委員は、次のとおり

西脇 はるみ委員

5 本委員会の書記は、次のとおり

教育総務課 石川 佳代

6 本委員会の会議案件は、次のとおり

日程第 1 会議録の承認

日程第 2 教育長報告

日程第 3 議事

報告第 2号 栃木市伝統的建造物群保存地区保存審議会への諮問結果について

議案第 7号 栃木市教育委員会点検評価の実施方針について

議案第 8号 栃木市教育委員会点検評価の任命について

議案第 9号 栃木市立小中学校運営協議会委員の委嘱について

議案第 10号 栃木市教育支援委員会委員の委嘱及び任命について

議案第 11号 栃木市いじめ問題対策専門委員会委員の委嘱及び任命について

議案第 12号 栃木市文化財保存活用地域計画の作成について

日程第 4 その他

《会 議》

教 育 長 — 午前9時30分定例会の開会を宣し、出席委員、出席を求められた職員、署名委員、書記及び会議案件を報告する。 —

教 育 長 日程第1 会議録の承認についてでございます。3月定例教育委員会の会議録につきましては、あらかじめ委員の皆様へに配付したとおりでございます。ご質問ご意見等はございますでしょうか。

— なしの声 —

教 育 長 それでは、会議録への署名をお願いいたします。

教 育 長 次に、日程第2 教育長報告でございます。

— 4月栃木市定例校長会の資料に基づき説明 —

1 はじめに

4/2 校長引継ぎ式の実施について

松本研究所長の話から引用

2 令和6年度のスタートに当たってお願いしたいこと

(1)第3期栃木市教育計画2年目。その理念や趣旨を踏まえつつ、「本校ならではの」の特色ある教育の推進を！

その際は…

- ・目指す学校像や目指す児童・生徒像と実態とのギャップを埋めるための創意工夫ある実践こそが、「本校ならではの」の特色ある教育推進に繋がることを念頭に置くこと
- ・昨年度末に確認された自校の強みと課題について、新体制において改めて全職員で共通理解を図るとともに、更なる向上・改善に向けた具体策の共通実践を始動させること
- ・「だれ1人取り残さない！」との気概をもって諸教育活動に当たること  
特に、いじめ・不登校の未然防止と早期の適切な対応、通常の学級における学びのUD(ユニバーサルデザイン)や合理的配慮の充実については最優先で取り組むこと

(2)教職員は最大の教育環境。その同僚性向上の鍵は、校長の姿勢にあり！

例えば…

- ・三役間の望ましい人間関係が、教職員に、延いては子どもたちにも伝播すると常に心に留め置くこと
- ・「この校長の言うことなら、ちょっと大変でも頑張るぞ！」と思わせたらしめたもの

(3)「たかが学テ。されど学テ。分析結果を授業力向上の血肉に！」(令和5年10月校長会にて)への取組の成果が試される時

来る4/18(木)実施の全国学力・学習状況調査、とちぎっ子学習状況調査に向けて…

- ・新体制において、改めて自校の子どもたちの実態(強みと課題)を共通理解

し、課題解決に向けた取組を共通実践すること

- ・教員自らが過去問に目を通し、子どもたちに育むべき力を再確認すること
- ・問題に慣れていないがために正答に結びつかないような事態を招かないこと

(4) 県教委からの教員の不適切行為に係る厳罰化について  
(校長先生方にはしっかりとこの内容について教職員に周知徹底を図り不適切行為の未然防止に取り組んでいただきたい。)

### 3 おわりに

本市名誉市民第1号 山本有三氏のこと

教 育 長 私からの報告は以上でございます。ご質問等ございましたらお願いします。  
— 質問なし —

教 育 長 次に、日程第3 議事に入ります。報告第2号栃木市伝統的建造物群保存地区保存審議会への諮問結果について、を議題といたします。蔵の街課長より説明をお願いします。

蔵の街課長 [説明要旨]  
栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区保存計画に特定物件（伝統的建造物）1棟を追加する変更を行うため、栃木市伝統的建造物群保存地区保存審議会に諮問し、異存ない旨の答申を得たことから、保存計画の変更に係る告示をしたことについて、報告する旨説明。

教 育 長 報告第2号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。  
— 質問なし —

教 育 長 それでは、報告第2号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。  
— 異議なしの声 —

教 育 長 報告第2号については、異議なきものと認めます。  
次に、議案第7号栃木市教育委員会点検評価の実施方針について、を議題といたします。教育総務課長より説明をお願いいたします。

教育総務課長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に規定する教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うに当たり、令和6年度の実施方針を決定する旨説明。

教 育 長 議案第7号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。  
— 質問なし —

教 育 長 それでは、議案第7号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。  
— 異議なしの声 —

教 育 長 議案第7号については、異議なきものと認めます。次に、議案第8号栃木市教育委員会点検評価委員の任命について、を議題といたします。教育総務課長より説明をお願いいたします。

教育総務課長 [説明要旨]  
栃木市教育委員会点検評価について意見を聴取するため、栃木市教育委員会点検評価要綱第4条第2項の規定に基づき、栃木市教育委員会点検評価委員を任命す

る旨説明。

教育長 それでは、議案第8号について、ご質問等ございましたらお願いいたします。

福島委員 点検評価の日程は、決まっていますか？

教育総務課長 まだ決まっていませんので、決まり次第お伝えします。

教育長 毎年、5月6月あたりでしょうか。

教育総務課長 はい。

教育長 他にいかがでしょうか。

— 質問なし —

教育長 それでは、議案第8号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教育長 異議なきものと認め、議案第8号について、可決いたします。

次に、議案第9号栃木市立小中学校運営協議会の委嘱について、を議題といたします。教育総務課長より説明をお願いいたします。

教育総務課長 [説明要旨]

栃木市立小中学校運営協議会委員の任期が令和6年3月31日をもって満了となるため、新たな委員を委嘱する旨説明。

教育長 議案第9号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

福島委員 学校運営協議会はコミュニティスクールの一環として、こういった制度をやっていると思うんですが、栃木市はコミュニティスクールが非常に進んでいるとお聞きしています。例えば次回までに、コミュニティスクールに行ってきた中で、この1年間でどのぐらいの成果があったのか、要するにコミュニティスクール先進市としてどのぐらいの成果があったのかということをお報告していただきたいです。全国のPTAや教育委員の集まりの中で、やはり聞かれることもあるので、どの程度進んでいるかということをお先進市としての誇りや、どういう取り組みをしてどうだった、といことを我々も知っておかないと、各学校でこういう取り組みがあってこの1年間でこんなに成長しました、もしくは反省点もありましたでもいいのですが、そういうことを知りたいです。次回までに“こういった事例があります。”というような形で、ぜひ紹介していただきたいと思います。

教育次長 コミュニティスクール関係につきましては毎年、各学校から実績を提出していただいてそれを冊子にして報告書としておりますので、それに基づきまして、次回ご報告をさせていただきたいと思います。

教育長 ご意見ありがとうございました。他にいかがでしょうか？

— 質問なし —

教育長 それでは、議案第9号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教育長 異議なきものと認め、議案第9号について、可決いたします。

次に、議案第10号栃木市教育支援委員会委員の委嘱及び任命について、を議題といたします。学校教育課長より説明をお願いします。

学校教育課長 [説明要旨]

栃木市教育支援委員会条例第3条の規定に基づき、栃木市教育支援委員会委員を委嘱及び任命することについて議決を求める旨説明。

教 育 長 議案第10号について、ご質問等ございましたらお願いいたします。  
 林 委 員 就学支援について書いてありましたが、これは基本的に中学校を卒業した後のことですよ。小中学校義務教育ですから、その後どこかに就学することへの支援ということでしょうか。

学校教育課長 条例に就学の猶予ということにつきましては、就学支援ということであれば、学校に上がる年齢の子にとって実際にそれが適切かどうかというところを審議するというので、昨年度は開催の実績はないのですけれども、そういった話し合いも行うということになります。卒業してからのことではなくて、小学校にその年齢で上がるのが適切かどうかというところを審議をするということになります。

林 委 員 わかりました。  
 教 育 長 他にいかがでしょうか。  
 西 脇 委 員 松島さんのK' きっずというのはどういう機関ですか？  
 教 育 長 館野委員が詳しいですね。説明をお願いします。  
 館 野 委 員 栃木市の障害福祉施設になりまして、支援を有する児童生徒が通っている事業所になります。放課後等デイサービスおよび児童発達支援をしている事業所になっています。

教 育 長 主に放課後、学校が終わった後に預かるのですか？  
 館 野 委 員 放課後や休日、長期休暇などに児童を預かって療育をしている機関になります。  
 大 塚 委 員 年齢はどのくらいでしょうか。  
 館 野 委 員 児童発達支援のサービスについては未就学児、放課後デイサービスについては就学児で18歳までの利用となっています。また、市から交付されるサービス受給者証をお持ちの方が、受けることのできるサービスです。

教 育 長 市内何ヶ所くらいあるんでしょうか。  
 館 野 委 員 栃木で4ヶ所、壬生で2ヶ所です。  
 教 育 長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。  
 — なし —

教 育 長 それでは、議案第10号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。  
 — 異議なしの声 —

教 育 長 異議なきものと認め、議案第10号について、可決いたします。  
 次に、議案第11号栃木市いじめ問題対策専門委員会委員の委嘱及び任命について、を議題といたします。学校教育課長より説明をお願いいたします。

学校教育課長 [説明要旨]  
 栃木市いじめ防止対策推進条例第12条第4項の規定に基づき、栃木市いじめ問題対策専門委員会委員を委嘱及び任命することについて議決を求める旨説明。

教 育 長 議案第11号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。  
 福 島 委 員 いじめということに関して、ある新聞の話で、アメリカではSNSを使いたいじめが非常に出てきて、今14歳以上でないとスマホ等を持たせないようにすると

いう州が50州のうちの3分の1ぐらいはあるという記事がありました。やはりこのいじめ問題というのは、多分SNSを介してのいじめも非常に多いと思うんです。今の栃木市でのいじめに関して、SNSというのはどの程度、どのような形で関与しているか、そういった話も次回教えてもらいたいと思いました。基本的に栃木市ではスマホは持たせない方針であると思うんですけど、そうは言ってもほとんどがスマホ等を持っているというのが事実だと思います。

教 育 長 現実との乖離があっては何にもならないですからね。次回までに資料を用意させていただきます。他にいかがでしょうか？

大 塚 委 員 例えば、いじめの問題が学校側で何か起きました。まず校長先生などが対応されると思うんですが、最終的にどういう感じでの委員の方々に伝わっていくといえますか、どういった形になるのか、学校側じゃなくて役所の方が聞く形ですか？学校側にアドバイスをもらうという形になるんですか？

教 育 長 この会の性格といいますか、どういうことが起きたらこの会が開かれるのか、説明をお願いします。

学校教育課長 いじめの報告が学校からあると、教育委員会事務局の職員の方でその調査を行います。そしてその調査結果等をいじめの訴えがあった保護者にお知らせします。こちらでもこれは非常に重い案件だということであれば、この委員の方に会を行っていただくということもありますし、それからこちらから調査した結果を保護者にお返しする際に、第三者の方にその内容をもう一度調査していただきたいということであれば、この委員の方々にお願いするということになります。ちなみに昨年度はこの会の開催はありませんでした。

教 育 長 学校から上がってきた問題が、教育委員会の中で重大事態だと判断された場合に、この会を開いて第三者委員会というのを開くわけですよ。ですから定期的に会を開くのではなくて、いじめが起きたときに招集させていただいて対応していただくという形になります。今、重大事態の話題が出ましたけれども近年、やはり保護者の訴えでいじめ重大事態に移行する件数がものすごく増えています。昨日、関東地区の都市教育長部会の総会が長岡市でありました。文科省の行政説明があって、初等中等教育局生徒指導室長で警察から出向しているという方が、その中で色々な説明をしてくれました。その中で、いじめ防止対策推進法の下にいじめ重大事態に関するガイドラインというのがあり、今そのガイドラインの見直しに向けて有識者会議を開いていますと言っていました。おそらく、遅くとも本年度中には、その改訂版が出されると思いますのでお待ちくださいという話でした。説明内容が膨大だったため、このことについてはその一言で終わってしまったので、最後に質疑コーナーで質問しまして、今有識者会議で検討されている改定のポイントは何ですか？と聞いたら、現場の実態に合うように実効性あるガイドラインに変えていくことです。との返答でした。つまり、プロテクトチルドレンの森田さんが、“絶対改訂するべきだ。”と主張し、文科省や子ども家庭庁に足を運んで働きかけをしている件です。結局、何でも保護者が申し出れば重大事態になってしまう、そして保護者同士のいざこざがヒートアップして、そこがクローズアップされて子どもが置き去りにになっている。子どもに目を向ければ、子ども同士は本当は仲直りしたい、あるいは一緒にいても別にしつこくされなければ自

分はいいと思っているということもある。しかし、保護者同士はあの子が学校を休ませなかったら、うちの子は行かせないとか、相手が謝るまではうちの子は学校を休ませるとか、そういうふうになって、親同士のいざこざが子どもを置き去りにして、子どもが被害者になっているということもあるそうです。多分文科省はそういう声を聞いて、現場の実態に合わせたようにガイドラインを変えていきます、ということをお話していただいたんですね。そこで私はもう1つ、いじめの定義そのものについても、その有識者会議では話題になり、変えていく必要性があるというような意見は出ているのでしょうか、あるいはそれを受けてそういう動きはあるのでしょうか。とお聞きしたところ、少し困ったような顔をされて、いじめ防対法という法律の中での定義であるので、残念ながら変えられません、ということでした。それなので、「残念ながら」という枕詞をつけたということは、文科省もいじめの定義自体を変えていく必要があるとお考えなんですか？とつちかもうかとも思いましたが、あまりにも皮肉なので、その場では引き下がりました。けれども、やはり文科省の中でも少しずつつかみきれませんが、このガイドラインについてまずは手をつけて、あまりにも現場の実態と乖離している部分や、それによって学校が疲弊したり、先生たちが本来、子どもたちに向けるべき時間が向けられなかったりという現実をふまえて、少しずつでも改善していこうという姿勢を感じることはできました。また、ホームページから、「いじめ重大事態に係る検討委員会」などと検索すると詳しいことが読み取れる、との方が話していました。他に何かご質問等ありますか？

— なし —

教 育 長 それでは、議案第11号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長 異議なきものと認め、議案第11号について、可決いたします。  
次に、議案第12号栃木市文化財保存活用地域計画について、を議題といたします。文化課長より説明をお願いいたします。

文 化 課 長 〔説明要旨〕

市として文化財の保存・活用における中・長期的な方針、具体的な事業の計画的な推進、市民や関係部局等との連携強化等を盛り込み、総合的な文化財の保存活用施策を定める栃木市文化財保存活用地域計画を作成する旨説明。

教 育 長 議案第12号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。  
林 委 員 質問というよりは要望なんですけども、3年くらい前の総合教育会議で話したのですが、栃木市ヒストリーブックのことですが、表紙に1番大きな写真があります。これは村檜神社の写真です。おそらく栃木市で1番アピールしたい場所で、1番大きい写真が使われているのだと思うんですけど、残念ながらこれが栃木駅前の地図に載ってないんですね。栃木市内のマップにも載っていません。国の重要文化財ですから当然栃木市内の地図に載っていると思うのですが。総合教育会議のときに、これはおかしいのではないかと。という話をして、それから年度をまたいで、もう1回言っても全然変わってないんですね。事業に対しては非常に賛成しますけれども、市職員全体が共有してる感じはまだしてないんですね。

そこら辺のところも含めて組織作りをしていただきたいという要望です。

文化課長 今回作成する計画の中で、活用部分の柱に、文化観光ということで文化課だけではなくて、観光や地域振興部の方とも連携をとりながら効果的な活用を図るというものを柱にしたいと考えています。そういった足元のところから庁内ワーキングもありますので、しっかりと対応を図らせていただきたいと思います。ご意見ありがとうございます。

教育長 他地市町もこういった計画は作っているのですか？

文化課長 策定済みが下野市、大田原市、那須塩原市、小山市です。策定中が宇都宮市、鹿沼市、上三川町です。

教育長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

福島委員 林さんの大慈寺も歴史があってすごいですね。

林委員 ぜひお越しく下さい。ありがとうございます。

教育長 他にいかがでしょうか。

— なし —

教育長 それでは、議案第12号について、原案のとおり決定することといてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教育長 異議なきものと認め、議案第12号について、可決いたします。

次に、日程第4 その他 に入ります。運動会の参観について、学校教育課長より説明をお願いします。

教育次長 — 令和6年度運動会(体育祭)参観についての資料に基づき説明 —

教育長 本件について、何かご質問等ございましたらお願いいたします。

— なし —

教育長 ありがとうございます。次に3月の定例会において、小規模特認制度の適用方針についての審議をいただいた中で、大宮南小の水辺の活動について、次回定例会で報告させていただくこととしておりましたので、教育総務課より説明をお願いします。

教育総務課 [大宮南小学校6月オープンスクール「水辺の活動」補足説明の資料に基づき説明]

教育長 何かご質問等ございましたらお願いいたします。

福島委員 まずは子どもたちにとって、楽しいかどうかだと思います。要するにお仕着せがましいのではなく、自分で積極的にやれるかということが大事だと思ったので、ただ水辺に行って説明を受けるだけではなく、自発的にやれるのであれば十分だと思います。

後藤委員 この活動は毎年行っているのですか？

教育総務課 はい。毎年行っています。

後藤委員 そうですか。1年生は生活科の扱いだと、生活科は元々教科で目標があって内容もあるわけですから、当然先生方が子どもたちに考えさせる場面も必要ですけど、教えることも必要ですよ。その経験が、今度は3年生以上の総合的な学習の時間に繋がっていくわけですよ。この活動は、ご承知のように教科じゃありませんので、できるだけ子どもたち個々の課題や、やりたいことを1番大事にしなく

てはいけないと思います。この活動で、先生方が前面に出る領域というのは他の教科に比べて少ないかなと思います。毎年行っているかと質問したのは、サイクル的に続いていると“去年はこのようなことを行ったよね。”など活動が連鎖して、学びが繋がっていくと思います。そういう意味では非常に素晴らしい活動じゃないかと思います。

教 育 長 ありがとうございます。後藤先生の話聞いて、やはり生活科の中で、1、2年生が体ごと思いっきり水に触れたり、水辺の植物や動物たちと触れ合うという経験が、3年生以降の総合的な学習の充実に繋がっていくのだなと感じました。先ほどご紹介した松本先生の“やってみせ言って聞かせて”の聞かせてが長すぎて、やらせるということが短くならないように、というお話も、何かこれに通ずるものがあるのかなと個人的に思いました。他にいかがでしょうか。

— なし —

教 育 長 ありがとうございます。続いて事務局から何かありますか。  
事 務 局 —今年度の学事視察の参加・不参加について資料に基づき説明—  
教 育 長 何かご質問等ございましたらお願いいたします。

— なし —

教 育 長 ありがとうございます。以上で、本日の案件はすべて終了いたしました。委員の皆様から何かございますか。

— なし —

教 育 長 ありがとうございます。それでは、これをもちまして本日の定例教育委員会を閉会といたします。

—— 午前10時49分委員会の閉会を宣言した。——

令和6年4月26日

教 育 長

署名委員